

# 農業委員会等に関する法律の一部改正について

## 農業委員会が積極的に推進

農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、農地の有効利用と流動化に対し、農業委員会が積極的に参画することとし、その旨を法に明記するとともに、

## おわりに

### 地域関係者の理解と協力を

以上が、このたび施行された農地関連三法のあらましですが、これまでにも、すでに述べたような農地法の改正や農振法による農用地利用増進事業、地域農政特別対策事業の一環である農用地高度利用促進事業などの実施により、賃貸借を中心とした農地の流動化を推進してきたところですが、実績はいまだの感があり、今回法律ができたからそれで農地が直ちに流動化し、地域の農業経営の改善が行われるとみるのは早計すぎ、今後の関係者のより一層の理解と協力が期待されているところです。

わが県の農家十二万八千戸のうち二種兼業農家は六万七千戸と全体の五割以上を占めています。またその所有する耕地

その組織の強化を図るため、農業委員会等の組織制度等について改正が行われました。

面積は三万ヘクタールと全体の四分の一を占め、水田のみについても約二万ヘクタールにも達しており、こういった兼業農家を中心とした農家が保有する耕地について特に、荒し作りや耕作放棄が進まないよう配慮することが必要かと思われ

全国的にみても、兼業化の進行や農業従事者の高齢化に伴って、こういった農地の遊休化は現在全農地の一割にも及んでいるとみられ、また請負耕作（ヤミ小作）等も同じく一割程度に達しているといわれます。したがって、これらの農地を地域的なあるいは社会的な合意に立ったルール（土地利用秩序）のもとに組み入れて、その有効利用を促してゆくこと

表2 熊本における専兼別経営耕地面積シェア

	専業	I 兼	II 兼	計
田	(35.2) 26,336	(38.5) 28,806	(26.3) 19,689	(100) 74,831
畑	(41.1) 10,162	(36.2) 8,939	(22.7) 5,601	(100) 24,702
樹園地	(38.3) 8,128	(36.3) 7,723	(25.4) 5,389	(100) 21,240
計	(37.0) 44,626	(37.6) 45,468	(25.4) 30,679	(100) 120,773
水田率	(59.0)	(63.4)	(64.2)	(62.0)

資料名 単位ヘクタール ( )内の数字は%である  
55年農林業センサ  
概要

表3 中核的担い手が熊本県農業に占める割合(53年度)

戸数	農業 租生産額 シェア	耕地面積 シェア	農業 専従者 シェア	農業 固定額 資本額 シェア
千戸	41%	84%	71%	88%
52	41%	84%	71%	88%

資料名 「農家経済調査」

がどうしても必要です。このような農地が、将来にわたって農業をやる気のある農業後継者のいる農家等に、賃貸借を通じて利用権等の集積が行われ、農地の有効利用と機械、労働力の効率的利用が図られれば、中核農家の経営の安定にもつながり、わが県の農業の体質を強化し、ひいてはわが国の農産物自給力の向上にも大きく寄与するものと期待されています。

市町村、農業委員会、農協その他関係各位には、今度施行された農地関連三法の趣旨や内容などを理解のうえ、地域の農家とりわけ二種兼業農家や後継者のいない高齢農家等に普及啓蒙していただく

以上、農地の有効利用と流動化のための農用地利用増進法を中心に説明紹介しましたが、事業の実施に当たっては、諸手続等もありますので、詳細については市町村又は農業委員会と相談のうえ実施されるようお願いいたします。  
(農政課・地域農政係)

# 間伐の促進と 国産材の利用拡大について

## 間伐の促進について

(はじめに)

本県は、全土地面積の約六〇%にあたる四十六万ヘクタールが森林です。

このうち、民有林は三十九万ヘクタールでその約六〇%がスギ、ヒノキ、マツ等の人工造林地で、面積にして二十三万九千ヘクタールになっています。

これらの森林は木材や林産物を供給する経済的機能とともに、洪水の防止や、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて、県民生活に欠くことのできない重要な資源です。

特に水資源については、産業の発展に伴い需要量が増大し、将来の確保が問題になっていますが、本県のように、地形が急峻で、降雨の季節的変動の大きいところでは、「天然のダム」と言われる森林のもつ保水機能は極めて大きいものがあります。

このように大切な森林ですが、公益的機能の高い人工林に仕立てるためには、植栽後下刈、つる切のほかに、ダイコンやにんじんなどの間引きをするのと同じように間伐が必要になってきます。

と言えましょう。

### 一、間伐の必要性

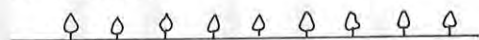
公益的な機能の他に、間伐は経済的な面からも重要であります。

図1に示しましたように、植栽当時のスギやヒノキは、まばらに立っています。10年を過ぎた頃から、枝葉がふれ合うようになり、やがてお互いに成長競争を始め、この競争が過当になると、成長が阻害され、被圧劣勢木、枯死木が生じるようになります。

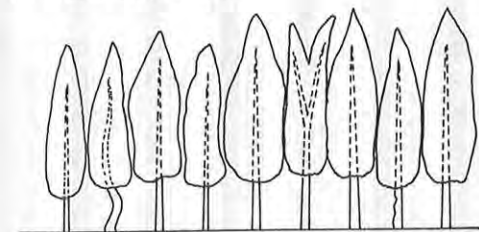
そのため、成長の度合、材質、通直性、病害虫に対する抵抗性を考え、良質な林木を育てるために伐期に達するまで適宜に応じた数度の間伐を実施する必要があります。

(図)1

(イ) (植栽直後)



(ロ) (間伐の必要な森林)



(ハ) (間伐後の森林)

